



《編集・発行》

一般社団法人日本ケアラー連盟

発行日：2020年8月10日

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-18-10 橋場コーポ302

TEL: 03-3355-8028 FAX: 03-5368-1956

E-mail: info@carersjapan.com Web: https://carersjapan.jimdofree.com/

全国初、 ケアラーを支援する条例が制定されました

=埼玉県ケアラー支援条例制定と具体化の進捗状況=

日本ケアラー連盟代表理事 堀越栄子

●全会一致で埼玉県ケアラー支援条例が制定されました

2020年3月27日、埼玉県議会本会議にて、日本ケアラー連盟、さいたまNPOセンター、埼玉県内の介護者サロン・カフェ、認知症の人と家族の会埼玉県支部、シーズ・市民活動を支える制度をつくる会、マスコミ等が見守る中、埼玉県ケアラー支援条例（以下では条例）が全会一致で可決・制定されました（3月31

日公布）。ケアラー（家族等無償の介護者）を支援する条例の制定は全国初となります。条例はケアラーを幅広く捉え、誰がケアするのか、誰をケアするのか、どのくらいケアするのかは問うていません。

条例は14条からなり、その内容は下記のとおりです（筆者作成）。条例は議員提案条例であり、提案者は自由民主党議員団です（埼玉県議会議員は定数93、会派「自民」は50人）。

埼玉県ケアラー支援条例（概要）

埼玉県議会議員提案による全国初のケアラー支援・ヤングケアラー支援に関する条例（2020年3月31日公布・施行）

目的（第1条）

ケアラー支援の基本理念を定め、県の責務、県民、事業者、関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーの支援に関する施策の基本事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進し、すべてのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現する。

定義（第2条）

- ケアラー：高齢、身体上又は精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者
- ヤングケアラー：ケアラーのうち、18歳未満の者
- 関係機関
- 民間支援団体

基本理念（第3条）

- 全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活が営めるよう支援。
- ケアラーの支援は、多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。
- ヤングケアラーの支援は、その時期が社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期のため、適切な教育の機会を確保しきつ、心身の健やかな成長、発達、自立が図られるように行われなければならない。

県の責務（第4条）

- 施策の総合的、計画的な実施
- 市町村支援
- 相互連携

県民・事業者の役割（第5・6条）

ケアラー支援の必要性の理解、県・市町村施策への協力、従業員の支援

関係機関の役割（第7条）

関わる可能性の認識、必要な支援
ヤングケアラーに関わる関係機関の役割（第8条）

関わる可能性の認識、教育機会・健康状態等の確認、相談、必要な支援

推進計画（第9条）

- ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定
- ケアラー及びヤングケアラーの支援に関する基本方針
 - ケアラー及びヤングケアラーの支援に関する具体的な施策 等

主要な施策等（第10条～第14条）

- （広報及び啓発施策）（ケアラー支援を担う人材の育成）
- （民間支援団体等による支援推進のための必要な施策）
- （ケアラー支援体制の整備）（必要な財政上の措置）



●条例制定にいたった4つの要因

ケアラーという言葉自体、またその概念が知られていない中で、埼玉県で条例が制定された背景には4つの動きがあったと考えられます。

1つは、日本ケアラー連盟（以下では連盟）の活動です。連盟はケアラー支援法及び条例の制定を掲げ活動してきました。法制定については自由民主党ケアラー議員連盟等に要望をしており、議連から自民党埼玉県議団に条例制定の働きかけがありました。また、連盟は、2012年度にさいたまNPOセンターと、埼玉県内でケアラーを地域で支援するツールの開発事業を行ない、その後も協力関係にありました。

2つは、中間支援団体である認定NPO法人さいたまNPOセンターの活動です。さいたまNPOセンターは、高齢者介護や介護者支援をテーマに市民自治・地域開発事業を行なってきました。2011年度から2014年度の4年間は埼玉県とともに介護者支援セミナー（支え手づくり）を実施し、受講生は現在、県内で30団体が35カ所で「介護者サロン」「介護者カフェ」を運営しています。県内の介護者サロンネットワークでは条例制定に向けて勉強会を行い、県議団が行ったパブリックコメントに意見を提出し、議会を傍聴し、制定を共に祝いました。

3つは、自民党埼玉県議団の決断と取り組みです。県議団は多数の議員提案条例を制定してきた実績・経験をベースに、連盟を始め関連団体のヒアリングや意見交換、県議団によるパブリックコメントを経て、



条例制定を提案議員・仲間と祝う(2020年3月27日)

議会に提案する運びとなりました。パブリックコメントには全国から意見が寄せられ、連盟の意見も含めて最終の条例案に活かされました。

条例化の検討から制定まで約10ヶ月というスピードでした。

4つは、埼玉県地域包括ケア課の取り組みです。介護者支援セミナー（支え手づくり）に続き、2017年度からは、家族介護者等を支援するための地域包括支援センターの職員研修を実施しており、さいたまNPOセンターが事業を受託しています。また、「みんないつかは年をとる⑧介護者支援編」「同⑨ヤングケアラー編」等、全11巻の漫画冊子を作成して啓発に努めています（埼玉県HPからダウンロードできます）。昨年夏にはケアラー支援に関わる複数部課の勉強会も行いました。

今回の条例制定からは、条例制定を推進するには、当事者・支援者団体、地元の団体、議員・議会、首長、自治体執行部のどこかが本気で取り組み火付け役となり、協力体制をくむ必要があることが見えてきました。

●第1回埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議が開催されました

6月8日に「第1回埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議」（15名）がオンラインで開催されました

（筆者や連盟ヤングケアラーPTメンバーの澁谷智子成蹊大学教授も委員）。ケアラー実態調査案、ヤングケアラー実態調査案が示され、後者については県内すべての高校2年生約55,000人の調査が行われます。ケアラー実態調査では、誰をケアしているか問わず、高齢者、障害者等のケアラーについて広く課題を把握しようという議論がされました。

来年2月の埼玉県県議会定例議会には、埼玉県ケアラー支援計画（ケアラー支援、ヤングケアラー支援に関する基本方針と具体的支援策等を定める）の公表が予定されています。

第2回有識者会議は8月6日に開催されます。

ケアラー支援計画へのご意見をお待ちしております。

*本稿は2020年8月1日の執筆です。

- 条例、声明、緊急アピール、緊急アンケート、ケアラーのバトン（緊急引継ぎシート）、県知事宛要望、厚労大臣・新型コロナ対策特命担当大臣宛要望は日本ケアラー連盟HPに掲載 <https://carersjapan.jimdofree.com/>
- 第1回有識者会議資料は埼玉県HPに掲載 http://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/chiikihoukatukea/kaigosya_yuushikisyai1.html



ケアラーの緊急支援対策に取り組んでいます

日本ケアラー連盟理事 中嶋圭子

新型コロナウイルス感染症の拡大は、感染すれば重症化するリスクの大きい人をケアするケアラーの生活を困難なものにしました。日本ケアラー連盟では、3月から6月にかけてケアラーへの緊急支援対策についてさまざまな取り組みを行いました。第2波・第3波が危惧される中、状況はさらに困難になることが予測されますが、最寄りの自治体への働きかけなど、必要な対策について取り組んでいきましょう。

●「新型コロナ感染拡大とケアラーに関する緊急アンケート」の実施と結果を公開

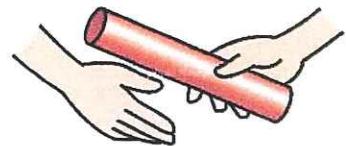
3月後半に緊急WEBアンケートを実施しました。4月17日に結果を速報版として公開、ケアラーの抱える困難と緊急の課題について明らかにしました。

調査からは、「介護時間が増え、負担が増大、心身の疲労やストレスが拡大している」「入手困難となっている衛生資材や医療資材の入手をしやすくしてほしい」「介護・福祉・支援サービスを現状通り確保してほしい」「仕事ができなくなり、収入も減って生活が心配」など、自粛生活上の実態や課題が明らかになりました。とくに、「ケアラー自身が感染した時、要介護者のケアを引継げる代替者のあてがある」と答えた人は1割にも満たず、多くのケアラーが「要介護者への在宅支援サービスや、緊急一時保護などの受け皿がほしい」と訴えていました。また要介護者が施設入所や入院している場合、面会できないことへの不安の声が多く聞かれました。(緊急アンケート速報版は日本ケアラー連盟HPに掲載しています)

●「ケアラーのバトン」(緊急引継ぎシート)を作成

調査結果を踏まえ、「ケアラー感染時の要介護者等へのケアの継続」対策が最も緊急性が高いと判断し、「ケアラーのバトン」(緊急引継ぎシート)を作成し活用を呼びかけました。ケアラー自身が感染あるいは濃厚接触者となり入院隔離を余儀なくされたとき、要介護者・要支援者のケアがとぎれなく、家族などの介護等引継ぎ可能者や救急・保健・医療・福祉・行政関係者などに引継げるよう、ケアラーがあらかじめ記入しておけるシートです。ケアラー自身の情報はもとより、介護等を引継ぐことが可能な人の氏名や連絡先、要介護者・要支援者等の状況・留意事項など、第三者に連絡できるよう工夫しました。自然災害

時にも、平常時にも必要なものです。今後シートはより活用しやすいものに改良していく予定です。



「緊急アンケート」結果と「ケアラーのバトン」は多くのメディアにとりあげられ、複数の自治体、社会福祉協議会、地域包括支援センターや医療機関などで活用されています。(「ケアラーのバトン」は日本ケアラー連盟HPからダウンロードできます)

●ケアラーと要介護者等への緊急支援対策について国に要望を提出

「緊急アンケート」結果から明らかになった緊急支援対策について、国への働きかけをしてきましたが、6月2日、自由民主党ケアラー議員連盟とともに西村康稔新型コロナウイルス感染症対策担当大臣と加藤勝信厚生労働大臣に「新型コロナウイルス感染に係るケアラー(家族介護者等)と要介護者等への緊急支援対策についての要望」を提出しました。

重点要望項目は次の4点です。

1. ケアラー自身が感染・隔離された場合の、ケアの継続に関する支援策を講じてください。
2. 在宅介護者が医療資材や衛生資材等入手できるようにしてください。
3. ケアラーのための情報を提供してください。
4. ヤングケアラー(18歳未満のケアラー)への特別な配慮と支援対策を講じてください。

自由民主党ケアラー議員連盟からは河村建夫会長(衆議院議員)と野中厚事務局長(衆議院議員)が赴いてくださり、「ケアラーがコロナに感染した場合に、緊急支援をどうするかは重要な問題だ」と強調。日本ケアラー連盟からも、「新型コロナにより、通常の介護・支援サービスが供給されておらず、介護者



の負担やストレス、生活やケアの継続への危機感が強まっている。このままでは在宅介護が崩壊しかねない状況だ」と指摘しました。

この結果、厚生労働省HPの「新型コロナウイルス感染症への対応について（在宅介護家族の皆さまへ）」の項が設けられ、Q&Aの中に、緊急情報サイトとしてケアラー連盟HPにリンクがはられ、「ケアラーのバトン」（緊急引継ぎシート）は厚労省HPからもダウンロードできるようになりました。

また、ケアラー感染時の要介護者・要支援者等の在宅でのケアの継続や病院・施設・ショートステイ等への緊急一時保護については、7月末現在、神奈川県、神戸市、杉並区など約20の自治体で、緊急時の受け皿の整備とその存在について公表されています。

ケアラーにとって、安心して在宅ケアを継続するには、その環境整備はまだまだ不十分ですが、引き続き国や自治体に具体的に働きかけていきましょう。それぞれの地域の自治体への働きかけや、自治体の動きなどありましたら、情報をお寄せください。



「要望」を提出(2020年6月2日)

提出した「要望」は日本ケアラー連盟HPに掲載しています

2020年度定時総会を開催しました

日本ケアラー連盟は、2020年6月27日、日本ケアラー連盟事務所内にて2020年度定時総会を開催しました。今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、社員のみなさまには原則として書面決議をお願いし、在京理事のみの参加という変則的な形で開催しました。今年度の予算、ケアラー支援法制化・条例化への各施策を含む議案を全会一致で確認しました。書面決議のご協力、ありがとうございました。

寄付をいただきました

現在12名の方がマンスリーサポーターとして活動を支えてくださっています。また、4月の緊急寄付依頼に応じていただき、39名の方から511,440円のご寄付をいただきました。みなさま、ありがとうございます。ケアラー支援施策が一步でも半歩でも進むよう大事に使わせていただきます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

事務所を移転しました

現在、スペース借りをしている法人の転居に伴い、新事務所のスペースを確保する必要があったため、事務所を移転しました（同じ建物内の移転です）。

新住所：東京都新宿区新宿1-18-10

橋場コーポ302号室（※旧住所は305号室）

《日本ケアラー連盟は、いっしょにケアラー支援の活動をする仲間を求めています》

日本ケアラー連盟は、ケアラー、ケアラーを気づかう人、ケアラーのかかえる問題を社会的に解決しようという志をもつ人びとが集い、ともに生きる社会をつくることをめざします。

●会員になるには

一般社団法人日本ケアラー連盟の目的および活動に賛同してくださる方（個人）は、どなたでも申し込みできます（会員は法的には「社員」と呼ばれます）。

〈年会費〉 正会員（社員）：5,000円／年 *総会の議決権があります。
応援会員（個人）：1口 2,000円／年

応援会員（団体）：1口 10,000円／年

〈定款〉 <https://carersjapan.jimdofree.com/> 入会 /

〈入会申込み〉 FAX（またはEメール）でお申し込みください。
<https://carersjapan.jimdofree.com/> 入会 /

★FAX 03-5368-1956 ★Eメール info@caresjapan.com

●寄付をするには

一般社団法人日本ケアラー連盟は、会費と寄付により運営されています。1口3,000円から、何口でもご寄付いただけます。

〈寄付申込み〉 FAX（またはEメール）でお申し込みください。

<https://carersjapan.jimdofree.com/> 寄付のお願い /

【会費・寄付金入金先】

郵便振替 口座番号：00100-9-789904

加入者名：一般社団法人日本ケアラー連盟

銀行振込 みずほ銀行新宿中央支店 口座番号：2958743

（普通）口座名：一般社団法人日本ケアラー連盟